



キャンパス・ハラスメント 相談と解決までの流れ



相談は、キャンパス・ハラスメントを直接受けた人のほか、その人から依頼された人やキャンパス・ハラスメントを見聞した人も行えます。



1 相談予約（電話またはメール）

2 面談

相談者から事情を聞き、解決策を一緒に考えます。相談者の意向を確認しながら、必要に応じて関係部署と連携します。「調査・裁定」を希望する場合は、「調査・裁定申立て」のサポートをします。

3 調査委員会の設置

対策室長は必要と認めた場合に、調査委員会を設置します。調査委員会は関係者の事情聴取を含めた調査を行います。

4 キャンパス・ハラスメントに対する措置

対策室は調査委員会の報告に基づき、適切な措置を行います。特に悪質な事案については、学長または理事長が懲戒処分などの措置を講じます。



2024年4月

ハラスメントのない キャンパスへ



相談受付窓口

来室前に電話またはメールで相談の予約をしてください。

ホームページ上に「相談・苦情受付票」を掲載していますので、ご利用ください。

相談は公平にプライバシーに配慮して対応します。

専修大学キャンパス・ハラスメント対策室

TEL : 044-900-7858

E-mail : camhara@acc.senshu-u.ac.jp

◆生田校舎 4 号館 1 階（保健室隣）

◆神田校舎 9 号館＜学生サポートセンター＞2 階



防止規程・ガイドライン等はこちら。

専修大学 キャンパス・ハラスメント

検索

キャンパス・ハラスメントとは

キャンパス・ハラスメントとは、「相手方の人格の尊厳を傷つけるような言動によって相手方に不快感もしくは不利益を与え、または相手方を差別的に取り扱い、もしくは不利益な取り扱いをすることによって相手方の人権を侵害し、学修、教育、労働及び研究の環境を悪化させる行為」をいいます。

キャンパス・ハラスメントは、大学などの場において生じる様々な嫌がらせの総称であり、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、SOGI（性的指向・性自認）ハラスメントなどを含みます。教員、職員、学生の誰もが加害者にも被害者にもなり得ます。

本学は、キャンパス・ハラスメントの防止に努めるとともに、発生したキャンパス・ハラスメントに対しては、できる限り速やかに、キャンパス・ハラスメントによって乱された秩序を回復し、学生及び教職員にとって快適に学び、研究し、または働く環境を確保するよう、努めます。

2023年1月、専修大学長による「キャンパス・ハラスメント防止宣言」が出されました。

アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは「大学構成員の間で、教育・研究または職務関係などにおける権力・上位の立場、または優越的な地位などを背景に、他の構成員に対して行う、教育・研究、及び学生の修学上の権利を侵害したり、人格や尊厳を傷つけたりする、不適切で不当な言動」です。

学内だけでなく、ゼミ合宿や学会出張等の学外においても適用されます。

教育的な指導を理由なく拒否し、放置する。

教育・研究上
必要のない用務や私的な用務を行うよう強要する。

長時間、執拗に問い詰めたり、その場から帰らせない。

当然加わるべき研究や教育チームから、不当に排除する。

昇進や評価に関する権限を乱用する。

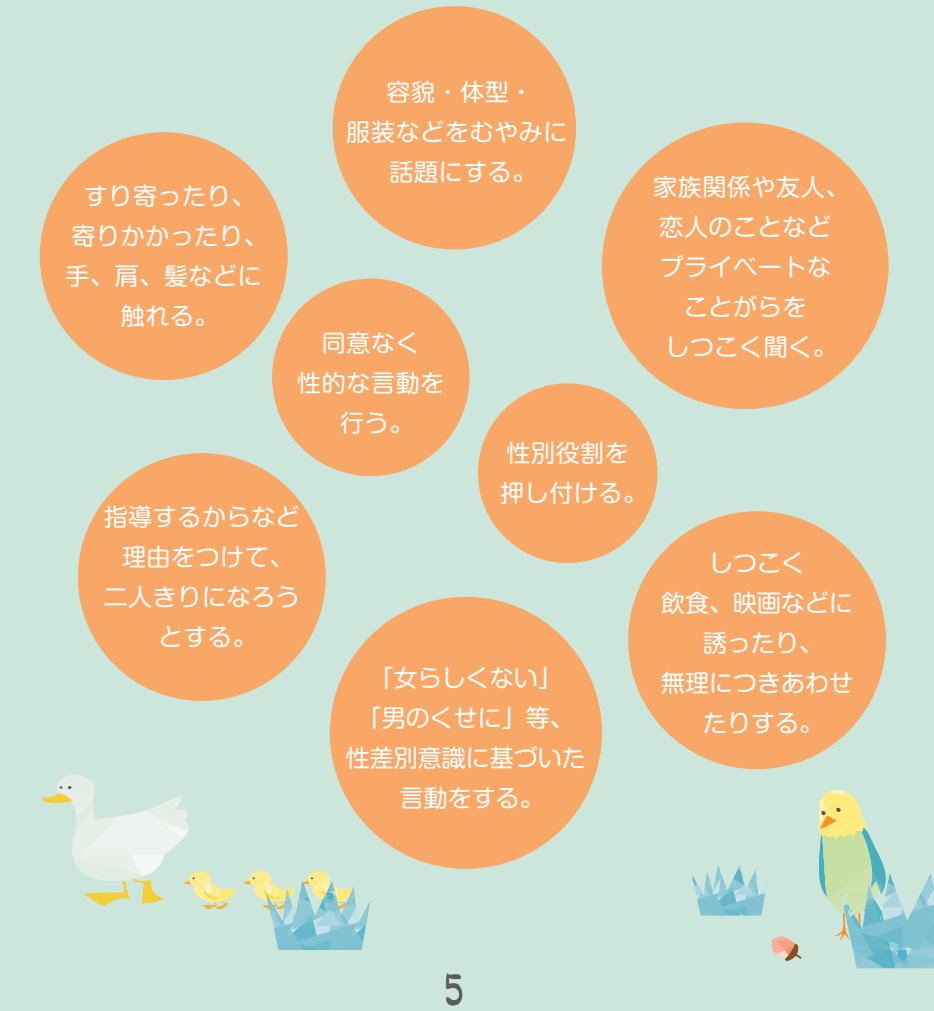
パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは「大学構成員の間で、優越的な立場にある者が、意図の有無にかかわらず、その地位または権限などを不当に利用し、これに抗しがたい立場にある者に対し、本来の任務の範疇を超えるような不適切な言動によって、人権や尊厳を侵害し、または精神的肉体的苦痛を与える、または周囲の環境を悪化させること」です。



セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは「本人が意図するとせざるとにかかわらず、相手から性的な言動であると受け止められ、それによって、相手を不快にし、脅威もしくは屈辱感を与え、または相手方の学び、研究、もしくは働く環境を悪化させる行為」です。



SOGI (ソジ) ハラスメント

SOGIとは、性的指向（好きになる性）Sexual Orientation・性自認（心の性）Gender Identity、それぞれの英訳のアルファベットをとった略称で、すべての人が持つ属性のことを言います。

SOGI ハラスメントとは、性のありように関して行う不適切な言動のことです。

差別的な呼称や
言動をするなどして
からかう。

周囲の理解を求める
ためにと言い、
カミングアウトを
強要する。

「あの人、本当は
男(女)なんだって」
などと噂する。

本人の了解を得ずに、
本人の秘密を他の人
に伝えるなどの
アウティング行為。



加害者にならないためには

キャンパス・ハラスメントは不当な行為で、被害者を深く傷つけ、ひいては大学の就労・修学環境を損ないます。

冗談のつもりでの発言でも、あるいは人間関係の潤滑油、親しみの表現と思ってとった行為でも、キャンパス・ハラスメントとされることがあります。単なる悪ふざけではすまされず、訴訟に至ることも珍しくありません。その行為によって被害を受けた人は精神的に苦痛を受けるだけでなく、大学を辞めざるを得ないように追い込まれることもあり、その後長い時間にわたって影響を残すことになります。このようにキャンパス・ハラスメントは、重大な被害をもたらすのです。本学の構成員は、キャンパス・ハラスメントの加害者にならないために、次の視点を持たなければなりません。

- (1) 各人の性格や個性の違いを理解するとともに、互いの人格を尊重し合い、自分がされて嫌なことは他人にはしない。
- (2) すべての構成員は、お互いが大切なパートナーであるという意識を持つ。
- (3) 修学上の、あるいは職務上の上位者は、自らの言動のもつ影響力を自覚し、常に相手への配慮を保つ。
- (4) 指導する立場にある者は、キャンパス・ハラスメントが研究する権利、教育を受ける権利及び良好な環境で就労する権利などを侵す人権侵害行為であることを認識し、研究、教育の本来のあり方を踏みはずすことのないよう、日頃から十分に注意をする。
- (5) 自らの言動が誤解を招かないように、日頃から周囲と十分なコミュニケーションを取るよう心がけ、相互の信頼関係を保つ。